

✓ 風水害から命をまもるために



1 避難時の感染症に備えましょう

災害発生に伴う避難では、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザをはじめとする感染症のリスクが高まる恐れがあります。避難所での感染リスクを減らすため、災害時の避難に備えておきましょう。

【災害が起こる前に】

非常持ち出し品の確認

マスク、消毒液、体温計もできるだけ自ら携行しましょう。

親戚や友人の家等への避難の検討

避難所が過密状態になることを避けるため、親戚や友人の家等への避難も考えておきましょう。

地域の災害リスク等の確認

事前に地域の災害リスクや近くの避難場所・避難所についても確認しておきましょう。

【避難所内において】

基本的な感染症対策の徹底

こまめな手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底しましょう。

換気の実施、スペースの確保

定期的な換気や十分なスペースの確保にご協力をお願いします。

健康状態の確認

定期的な検温や健康チェックで体調管理をお願いします。

2 情報を受け取る手段を確認しましょう

有田市メール配信サービス

防災・防犯・行政・イベントの4つのカテゴリの情報をメールでお知らせします。

登録は下記のアドレスへ空メールを送信してください(登録は無料)。
t-arida@sg-m.jp

☎ コールセンター 0120-670-970

防災わかやま

和歌山県内の災害・防災・避難情報などを提供しています。
http://www.pref.wakayama.lg.jp/bousai/index.html

メール配信サービス(無料)
regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp

有田市ホームページ

https://www.city.arida.lg.jp/

気象庁

http://www.jma.go.jp/jma/

川の防災情報

http://www.river.go.jp



3 警戒レベルについて

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報	
警戒レベル4	全員避難	避難勧告・避難指示(緊急)	市町村が発令
警戒レベル3	高齢者 障害者 乳幼児 などとその支援者は避難、他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始	
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認	大雨注意報・洪水注意報	気象庁が発表
警戒レベル1	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める	警報級の可能性(早期注意情報)	

※身の危険を感じた時は警戒レベルに関わらず避難してください。
※必ずしも段階的に、レベル1から順に発令されるとは限りません。

☎ 防災安全課 Tel 22-3721

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援の一覧

<市民の方向け>

給付金等	収入が減少して家賃を払うのが困難な方	休業等に伴う収入減少により、住居を失う恐れがある方を対象に家賃相当分の住居確保給付金を給付します。詳しくはお問い合わせください。	福祉相談室 Tel 22-3541
	国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さまで 感染・感染の疑いで 無給・減給になった方	給与の支払いを受けている方が新型コロナウイルスに感染したり、発熱などの症状で感染が疑われたりして仕事を休み、給与の全部または一部を受け取ることができない場合、傷病手当金を受給できる場合があります。申請には医療機関の意見書及び事業主の証明等が必要です。事前にお電話でお問い合わせください。	健康課 Tel 22-3510
猶予・減免	税金を納付するのが困難な方	事業等に係る収入や給与が減少し納付が困難である場合、納付の猶予が受けられる場合があります。また、倒産等による失業などにより収入が激減し、納付が著しく困難な場合には市民税の減免ができる場合があります。	税務課 Tel 22-3572
	・国民健康保険税 ・後期高齢者医療保険料 を納付するのが困難な方	要件を満たせば保険税(料)を全額減免、一部減免できる場合があります。 ※申請には、収入を証明する書類が必要です。	健康課 Tel 22-3506
	介護保険料を納付するのが困難な方	要件を満たせば保険料を全額減免、一部減免できる場合があります。 ※申請には、収入を証明する書類が必要です。	高齢介護課 Tel 22-3538

<事業者の方向け>

軽減	事業収入が減少している 中小企業者・小規模事業者の 皆さま	2月から10月までの任意の連続する3ヵ月間の事業収入が、前年同期と比べて30%以上減収している方で、条件を満たすと、令和3年度の固定資産税が軽減される場合があります。最新情報や詳細は中小企業庁のHPをご覧ください。	税務課 Tel 22-3582
支援制度	経済対策相談窓口 からのお知らせ	相談窓口が変更となります。 今後の相談は産業振興課にて受付します。	相談窓口 Tel 82-0661
		飲食業等新業態支援補助金の期間が延長されます! テイクアウトやデリバリーを始める事業者のみならずへ 補助対象期間：2月1日～12月31日まで 申請は11月30日(月)必着	産業振興課 Tel 22-3624

有田市フードチケット登録店舗更新中!

チケットを利用できる市内の登録店舗情報を随時更新しています。市HPをご覧ください。☎ 産業振興課 Tel 22-3624

新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮

感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。

受付時間 平日 8時30分～17時15分

- ①みんなの人権110番 0570-003-110
- ②子どもの人権110番 0120-007-110
- ③女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ④インターネット受付 https://www.jinken.go.jp/



新型コロナウイルス感染症対策応援基金にご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症の拡大防止活動に取り組み中、寄付による医療体制維持等の支援を行います。皆さまのご協力よろしくお願いいたします。
※ふるさと応援寄附(ふるさと納税)ではありません。

申請書のダウンロードや
WEB申請はこちら
からお願いします



☎ 保健センター Tel 82-3223